

国立大学法人東京医科歯科大学職務発明規則

〔平成16年 4月 1日〕
規則第 242号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学(以下「本学」という。)の研究者等が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明及び研究意欲の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規則において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許権の対象となるものについては発明
 - イ 実用新案権の対象となるものについては考案
 - ウ 意匠権、回路配置利用権およびプログラム等の著作権の対象となるものについては創作
 - エ 品種登録に関わる権利の対象となるものについては育成
 - オ ノウハウを対象とするものについては案出
- (2) 「職務発明等」とは、本学の管理する研究資金又は研究施設・設備・装置を利用して行う研究等に基づき、研究者等が行った発明等をいう。
- (3) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、商標法に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権、種苗法に規定する育成者権及び外国における前記各権利に相当する権利
 - イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法における意匠登録を受ける権利、商標法における商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律における回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法における品種登録を受ける権利及び外国における前記各権利に相当する権利
 - ウ 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラム著作物および同項第10号の3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権
 - エ ア、イ又はウに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、発明者が所属する学部の学部長、研究所長等(以下「部局長」という。)が特に指定する権利(ノウハウ等を指す。)
- (4) 「発明者」とは、職務発明等をした研究者等をいう。
- (5) 「研究者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 本学が雇用している教員、職員、特別研究員およびポスドク等(非常勤的な雇用形態にある者を含む。)
 - イ 本学と研究に関する契約関係にある客員教授、ポスドクおよび外国人研究者等(アに該当する者を除く。)
 - ウ 本学と研究に関する契約関係にある学生および大学院生

(権利の帰属)

第3条 本学は、原則として職務発明等に係る知的財産権を承継し、これを所有するものとする。

(発明等取扱いの決定権限)

第4条 知的財産本部が当職務発明規則に基づいて決定する場合は、知的財産マネージャーがそ

の決定権限を有する。

- 2 前項において知的財産マネージャーが複数の場合は、複数の知的財産マネージャーの合議で決定する。

第2章 届出および帰属の決定

(届出および受理)

第5条 研究者等は、発明等を行ったときは、発明者の代表が別紙様式1の発明等届を速やかに本学の知的財産本部に届出るものとする。

- 2 届出は、原則として発明等を公表する前に提出しなければならない。ただし、学会発表予定や特許法第30条の規定の適用を受ける等の事情がある場合は、研究者等はその旨知的財産本部に報告するものとする。
- 3 知的財産本部は、第1項の届出があったときは、速やかに当該研究者等および所属の部局長に受理した旨を通知しなければならない。

(発明等の審議)

第6条 知的財産本部は、前条の規定による届出があったときは、本学の権利承継の可否につき決定する。

- 2 知的財産本部は、前項の規定によって、当該発明等に関する決定をしたときは、当該発明者及び所属の部局長に通知しなければならない。
- 3 知的財産本部は、第1項の規定によって権利を承継しないと決定したときは、当該発明等の届出をした研究者等に権利を帰属させることができる。

(譲渡書の提出)

第7条 研究者等は前条第1項により本学が権利承継すると決定した発明等に対し、別紙様式2の権利譲渡証書により権利譲渡する旨を知的財産本部に届出なければならない。

(不服の申立て)

第8条 研究者等は、第6条第1項による決定に不服があるときは、通知を受けた日から2週間以内に知的財産本部に対し、不服を申立てることができる。

- 2 知的財産本部は、前項の不服の申立てがあったときは、不服申立ての当否を決定する。
- 3 知的財産本部は、前項の決定を当該研究者等および所属の部局長に通知する。

第3章 承継発明の取扱

(出願)

第9条 知的財産本部は、第6条第1項により権利承継すると決定したものについて、第5条第1項に定める発明等届に基づき、当該発明者の協力を得て発明内容を検討のうえ、出願を行う。

(出願審査の請求)

第10条 知的財産本部は出願を行ったものについて、必要に応じて発明者又は関係部局長と協議のうえ、出願審査の要否を決定し、必要な手続きを行う。

(権利の維持)

第11条 知的財産本部は本学が保有する知的財産権について、時期を定めて引き続きこれを保有するか否かについて、必要に応じて発明者又は関係部局長と協議のうえ決定し、必要な手続きを行う。

- 2 前項に基づく検討の結果、本学が引き続き維持する必要がないと決定した知的財産権については、発明者にその旨を通知する。

(協力義務)

第12条 発明者は出願後においても特許庁に対して本学が意見書、答弁書等の提出並びにその発明に関する主張をする必要が生じたときはこれに協力する。

(補償金)

第13条 本学は出願した発明等の発明者に対し、別に定める職務発明補償金取扱要領に基づき、補償金を支払う。

第4章 知的財産権の実施

(知的財産権の実施)

第14条 本学が保有する知的財産権について本学は第三者に対して専用実施権又は通常実施権を与えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めた場合には知的財産権を第三者に譲渡することができる。

3 本学が保有する知的財産権について共同研究の相手方が実施する場合は、共同研究契約書の内容に従うものとする。

4 発明者が保有する知的財産権の第三者に対する実施権付与または譲渡に関しては発明者の責任と負担で行われ、知的財産マネージャーは発明者の要望に応じて、可能な範囲で技術移転に関するアドバイスを行う。

(実施補償金)

第15条 本学が本学の知的財産権運用により収入を得た場合、収入から知的財産本部の運営費の一部並びに当該知的財産権の権利化費用、マーケティング費用等にかかわる必要経費を除き、残りの部分について発明者、発明者の希望する研究部局または分野等及び本学に対し、別に定める職務発明補償金取扱要領に基づき配分する。

2 前条第4項において、発明者が保有する知的財産権により発明者が収入を得た場合、発明者と知的財産本部で協議のうえ、当該収入の一部を本学に配分する。本学内での配分方法は、別に定める職務発明補償金取扱要領に基づく。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第16条 本学、発明者は、当該発明等の内容等について、必要とする期間は秘密を守らなければならない。ただし、本学と発明者が合意のうえ公表する場合及び本学と発明者の責によらずして公知となった場合は除く。

(異動後の取扱)

第17条 本学の研究者等が他機関への異動により本学で行っていた研究が他機関にて完成し、発明等に至った場合には発明者は本学の知的財産本部へ届出なければならない。届出のあった発明等に対し、本学在籍中の研究成果のみからなるものであるか否かの検討を行い、本学在籍中の研究成果のみからなるものであるとの判断がされなかった発明等は当該機関との間でその取扱いについて取り決めるものとする。

2 他機関より本学へ異動した研究者等の研究が本学で完成し、発明等に至った場合には発明者は本学の知的財産本部へ届出なければならない。届出のあった発明等に対し、本学へ異動後の研究成果のみからなるものであるか否かの検討を行い、本学へ異動後の研究成果のみからなるものであるとの判断がされなかった発明等は当該機関との間でその取扱いについて取り決めるものとする。

3 研究者等が転職又は退職した場合の発明は第1項の規定に従うものとする。

(成果有体物取扱)

第18条 本学の研究開発成果として生じた成果有体物の取扱いは別に定める研究開発成果有体物取扱規則に基づくものとする。

(外国出願取扱)

第19条 発明者又は発明等の関連部局長が外国出願を希望する場合は、知的財産本部にて協議し、外国出願の要否並びに出願国を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、知的財産本部が必要と認めた発明等は外国出願をすることができる。

(商標取扱)

第20条 研究者等が発明等に付随して選択した商標に対しても、本規則における発明等の取扱いを準用する。

(事務局)

第21条 本規則に定める事務は関係部局の協力を得て、知的財産本部が行う。

附 則

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

第2条 本学は本規則の施行前において研究者等が個人で所有する知的財産権について、当該研究者等の申し出により承継することができる。

2 前項において、本学は承継する知的財産権に関して当該研究者等が要した経費の支払いについては別途協議することとする。

第3条 本規則の施行前に本学に帰属している知的財産権および第2条第1項により本学が承継した知的財産権についても本規則を適用する。

様式 1

(整理番号:)

知財本部
受領印

発 明 等 届

Tel: 03-5803-4737

平成 年 月 日 E-mail: tlo@tmd.ac.jp

国立大学法人東京医科歯科大学

知的財産本部長 殿

発明者の代表
所属部局名等

職名・氏名

印

Tel :

E-mail address :

このたび、下記の発明等をしましたので、国立大学法人東京医科歯科大学職務発明規則第 5 条の規定に基づき、お届け致します。

記

1. 発明等の名称

2. 発明等の要旨

3. 発表等の有無

発表済である（発表先： 発表日： 月 日）

今後学内外や学会で発表予定がある（予定日： 月 日）

上記発表に基づく予稿集（抄録集）の発行予定がある（発行日： 月 日）

WEB 掲載予定がある（予定日： 月 日）

論文掲載予定がある（投稿予定日： 月 日、掲載予定日 月 日）

今のところ発表予定は無い

次ページも参照のこと

4. 発明のもととなった研究（複数回答可）

- 企業や他機関と一緒に研究開発をした（相手先名： ）
企業や他機関から受託されて研究した（相手先名： ）
譲渡を受けた材料や動物を利用して研究した（相手先名： ）
公的機関や民間等からの助成金を基に研究した
（相手先名： 、助成金の名称： ）
学外にて研究した（場所等の名称： ）

知財本部：注）公的機関からの助成案件の発明を出願する場合、その機関から要求されている届出は発明者自らが行う必要があります。

5. 発明者（複数回答可）

- 発明者には他企業、他団体所属者がいる
発明者には学生がいる
発明者には本学OBもしくは転出者がいる
発明者には外国在住者がいる（外国名： ）

発明者は下記の通り（代表発明者は除く）

発明者	所属	職名 (教授等)	連絡先 (TEL, e-mail)

6. 発明の時期（複数回答可）

- 本発明は全て本学在職時に行ったものである
本発明の一部は以前勤めていた機関で行った（機関名： ）
本発明は全て以前勤めていた機関で行った（機関名： ）
本発明は外国にて行ったものである（外国名： ）
その他（ ）

7. 共同出願人（複数回答可）

- 共同出願を希望する企業・機関がある（企業・機関名 ）
実施許諾を希望する企業がある（企業名 ）
共同出願も実施許諾のどちらも希望する企業は無い

8. その他希望等

国立大学法人東京医科歯科大学

権利譲渡証書

国立大学法人東京医科歯科大学 知的財産本部長 殿

私は下記の発明等に関し、国立大学法人東京医科歯科大学職務発明規則に則り、その特許等を受ける権利およびそれにより取得される一切の権利を国立大学法人東京医科歯科大学に譲渡致します。

発明等の名称

整理番号		発明等届日	平成 年 月 日

代表発明者

(フリガナ) 氏名		印	所属	
e-mail			職名	寄与率 %
現住所	〒			

発明者

(フリガナ) 氏名		印	所属	
e-mail			職名	寄与率 %
現住所	〒			

発明者

(フリガナ) 氏名		印	所属	
e-mail			職名	寄与率 %
現住所	〒			

発明者

(フリガナ) 氏名		印	所属	
e-mail			職名	寄与率 %
現住所	〒			

発明者

(フリガナ) 氏名		印	所属	
e-mail			職名	寄与率 %
現住所	〒			

発明者

(フリガナ) 氏名		印	所属	
e-mail			職名	寄与率 %
現住所	〒			

知財本部：注1) 本学へ権利譲渡する発明者の寄与率を合計 100%として記入して下さい。

権利譲渡証書(つづき)

整理番号	
------	--

特許法第 30 条の適用について

本発明について博覧会等での展示や研究集会等で発表している場合、下記に示します。

発表年月日	刊行物名、電気通信回線名、研究集会名、博覧会名

知財本部：注 2) 公表した発明は原則として特許性がありませんが、発明者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表したり、特許庁長官が指定する博覧会等に成果物を出品した場合、その日から 6 ヶ月以内に所定の手続きをすれば新規性等の特許性を判断する際に引例から前記行為が除かれます。

ただし、発表から出願までの間に第三者が同様発明を出願していた場合には本発明の特許性を認められないこともあります。(特許法第 30 条参照)

実施時の配分について

実施時は収入の 15% 及び必要経費(権利化費用、マーケティング費用)を収入から差し引いた額が下記の通り配分されます。部局又は分野等については、希望される御所属の部署名等をご記入下さい。

発明者：50%	部局又は分野等：30% 希望する部局又は分野等名	大学：20%
発明者が研究室、大学への配分増を希望する場合には下記に希望配分を示します。		
%(ただし 50%以下)	%(ただし 30%以上)	%(ただし 20%以上)

本学以外の共同発明者

企業・団体名	氏名	電話番号	住所

共同出願についての事前取決め

(有りの場合はその内容を簡略に記します)

1. 文書有り	
2. 口頭有り	
3. なし	

共同出願の手続き(1, 2の該当数字に を付します)

1	本学による手続きを希望
2	相手方による手続きを希望

知財本部担当者名

Tel: 03-5803-4737 E-mail: tlo@tmd.ac.jp

知財本部：注 3) 出願補償金支払いは、職務発明補償金取扱要領第 8 条に則り、本権利譲渡証書提出後に行われます。

知財本部：注 4) 学外発明者ならびに本学学生発明者が本学に権利譲渡を希望する場合、別途「発明の権利譲渡希望届」を提出した上で、本権利譲渡証書に押印下さい。

別添

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学

知的財産本部長 殿

発明の権利譲渡希望届

私は、東京医科歯科大学の発明者_____と共同で行った発明（発明の名称：_____）

について、東京医科歯科大学に権利譲渡することを希望致します。

権利譲渡希望を採用いただけましたら、東京医科歯科大学の職務発明規則に準じた扱いとなることを了承致します^注）。

現所属先名：_____

職 名：

（学生の場合は学年）_____

現住所：_____

氏 名：_____ 印

注)：学外発明者および本学学生発明者は本学の職務発明規則の対象外ですので、詳細は知的財産本部にお問い合わせ下さい。

（問い合わせ先 Tel: 03-5803-4737 E-mail: tlo@tmd.ac.jp）